

幼児教育の無償化が令和元年10月から開始されます

利用料（保育料）

○基本的な利用者負担額は無償

- ・満3歳から5歳児（小学校就学前）までの子供が対象。
- ・上記利用料とは別に、法令に基づき、幼児教育の質の向上のために保護者の同意を得た上で徴収可能な費用、通園送迎費、食材料費などは、これまでどおり保護者の負担。

※ただし、年収が360万円未満相当世帯の子供、全ての世帯の同時利用時の第3子以降の子供は副食（おかず・おやつ等）の費用が免除。

預かり保育

○月額1万1,300円まで無償

- ・共働き世帯の子供など保育の必要な3歳児から5歳児（小学校就学前）までの子供が対象。
- ・利用日数に応じて月額の上限額は変動。
(450円×利用日数)

(算定イメージ 例)

利用料	利用日数	上限額	無償化対象	実質負担額
4,000円	10日	4,500円	4,000円	0円
9,500円	20日	9,000円	9,000円	500円

※満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日までの子供は、市町村民税非課税世帯のみが無償化の対象。（この場合、月額1万6,300円が上限）

※幼稚園の預かり保育の実施時間等が少ない（平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満）場合、預かり保育のほか、認可外保育施設等の利用が無償化の対象となる。（月額1万1,300円から預かり保育の無償化対象額を差し引いた額が上限）

利用料(保育料)について既に幼稚園を利用されている方は新たな手続きは不要ですが、「預かり保育」の無償化の対象となるには、「子育てのための施設等利用給付認定申請書」の提出が必要です。預かり保育を利用(予定)の方で、保育利用基準を満たしており認定を希望する方は幼稚園または子育て支援課にて書類を受け取ってください。
※ 認定対象者、認定基準について、詳しくは裏面をご覧ください。

(問合せ先)

防府市健康福祉部子育て支援課

TEL：0835-25-2126

子育てのための施設等利用給付認定について

●就労等の理由で、幼稚園の預かり保育や認可外保育施設等を利用する子どもたちについて、利用料無償化の対象となるには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

○申請受付期間：認定希望月の前々月の初日から末日まで

●申請受付場所：利用施設又は防府市子育て支援課

【保育認定基準】

保育を必要とする事由	具体的な状況
就労	月6時間以上就労しているもの
産前産後	出産予定日から起算して前8週間の属する月～出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間にあって、出産の準備又は休養が必要な状況にあるもの
保護者の病気・障害	保護者の病気や障害等により、子どもの保育に支障があると認められるもの
親族の介護	親族の介護に、月16日以上かつ1日4時間以上従事しているもの
災害復旧	火災や風水害、震災等の災害復旧に当たっているもの
就学	職業訓練校、学校教育法に基づく各種学校において月16日以上かつ1日4時間以上就学しているもの
求職活動	求職活動を継続的に行っており、3か月以内に就労するもの
その他	上記に類する状態にあると認められるもの

保育を必要とする認定事由確認のため、「子育てのための施設等利用給付認定申請（法第30条の4第2号・第3号）」に合わせて、それぞれ添付書類が必要になります。

申請書、添付書類の様式については、幼稚園または子育て支援課にあります。

※ 保育基準を満たしている場合でも、定員超過などにより認定者全員が預かり保育を利用することができない可能性があります。